



京 都 労 働 局 平成31年4月26日 午前8時30分解禁	経済・府政記者クラブ同時資料配付
担 当	京都労働局 雇用環境改善・均等推進監理官 野田昌代 雇用環境・均等室 指導係 大山彰予 電話 075-241-0504

「プラチナくるみん」認定

～プラチナくるみん認定2社(NISSHA(株)、(株)堀場エステック)決定!～

京都労働局(局長 南保 昌孝)では、平成31年3月28日付けでプラチナくるみん認定企業として、NISSHA株式会社と株式会社堀場エステックを認定しました。

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し、目標を達成するなど一定の要件を満たした企業を、子育てサポート企業として認定しており(くるみん認定)、さらに、より高い水準の取組を行っている企業を優良な子育てサポート企業として認定しています(プラチナくるみん認定)。(※1)

これにより、府内のプラチナくるみんマーク認定企業は6社(くるみんマーク認定企業は58社)となりました。

認定書交付式は、令和元年5月15日(水) 10時から京都労働局 局長室(4階)にて行います。



※1 「くるみん認定」・「プラチナくるみん認定」について
(別添参照)

- ・くるみん認定とは

次世代育成支援対策推進法に基づく「認定基準」を満たした事業主は、「子育てサポート企業」として都道府県労働局長の認定を受けることができます。認定を受けた事業主は、次世代認定マーク(愛称「くるみん」)を商品や求人広告、会社案内等に付けることができ、次世代育成支援に積極的に取り組んでいる企業であることをPRすることができます。

企業イメージのアップ、企業に雇用される従業員のモラルの向上、それに伴う生産性の向上、優秀な従業員の定着などが期待されます。

また、認定事業主は、各府省等が総合評価落札方式又は企画競争による調達を実施する際、加点評価されるなど、有利になる場合があります。

- ・プラチナくるみん認定とは

くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として特例認定を受けることができます。特例認定を受けると、プラチナくるみんマークを商品、広告、求人広告などにつけることができ、子育てサポート企業であることのPR効果がさらに高まります。

※次頁に各企業の取組内容を紹介しています

NISSHA 株式会社

所在地 京都市中京区
業 種 製造業
代表者 代表取締役社長 鈴木順也
社員数 1097人



< 主な取組内容（計画期間平成28年4月1日～平成30年12月31日） >

- ① ライフイベントによるキャリア中断を軽減し、管理職補佐・実務統括の女性社員を1.5倍に増やす措置
 - ・認可外保育施設費用補助規程、キャリアリターン制度の制定
 - ・管理職及び女性社員を対象とした各種セミナーの実施

成果：2015年12月比で管理職補佐・実務統括の女性社員数3倍を達成
- ② 年間の1か月あたりの時間外および休日労働時間を10%削減する措置
 - ・労働者及び管理職の時間外労働時間の部門長への通知
 - ・長時間労働者に対する産業医面談前の保健スタッフ面談及び産業医面談後の管理職との面談実施

成果：2014年比で約50%の削減を達成
- ③ 男性社員の育児参加を促進するための制度拡充
 - ・出生届を提出した社員及び管理職に対し、子育て支援制度の案内送付を実施
 - ・有給の配偶者出産休暇を4日から5日に増加

株式会社堀場エステック

所在地 京都市南区
業 種 電気機械器具製造業
代表者 代表取締役社長 小石秀之
社員数 610人



< 主な取組内容（計画期間平成29年1月1日～平成30年12月31日） >

- ① 男性の育児休業等の取得を25%以上にするための促進措置
 - ・全従業員が閲覧できるPCのログオンメッセージで育児休業制度の周知を実施
 - ・イントラネット、社内報で育休利用者を紹介

成果：男性の育休取得率34%を達成
- ② 年間5日以上の有休取得率を85%にするための促進措置
フリーホリデー（年間休日の一部を個人で指定する制度）、フレックスホリデー（計画的に有給休暇を5日間取得する制度）を導入

成果：年間5日以上の有給休暇取得率86%を達成
- ③ 女性従業員のキャリア継続支援に関するセミナーの実施
キャリアデザインセミナーや男性社員も含めた復職支援セミナーを実施

※掲載は五十音順です

次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみん」認定企業一覧(H31.4.26現在)

企業名	所在地	認定年
株式会社イセトー	京都市中京区	2016年
三洋化成工業株式会社	京都市東山区	2017年
N I S S H A 株式会社	京都市中京区	2019年
株式会社俄	京都市中京区	2017年
株式会社堀場エステック	京都市南区	2019年
株式会社ワコール	京都市南区	2017年

※掲載は五十音順です

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業一覧(H31.4.26現在)

企業名	所在地	認定年	認定回数
アイフル株式会社	京都市下京区	2009年	1
社会福祉法人青谷学園	城陽市	2011年	1
医療法人医仁会	京都市伏見区	2011年	1
株式会社イセトー	京都市中京区	2010年・2016年	2
S G システム株式会社	京都市南区	2017年	1
SGホールディングス株式会社	京都市南区	2015年	1
オムロン株式会社	京都市下京区	2008年	1
鐘通株式会社	京都市南区	2010年・2012年・2015年・2018年	4
関西ガスメータ株式会社	京都市下京区	2016年	1
株式会社京進	京都市下京区	2014年	1
京セラ株式会社	京都市伏見区	2014年	1
株式会社京都銀行	京都市下京区	2008年・2013年	2
京都信用金庫	京都市下京区	2014年・2016年・2018年	3
京都信用保証協会	京都市右京区	2018年	1
国立大学法人京都大学	京都市左京区	2009年・2014年	2
京都中央信用金庫	京都市下京区	2009年・2013年・2017年	3
京都電子工業株式会社	京都市南区	2015年	1
京都薬品工業株式会社	京都市中京区	2015年	1
クロイ電機株式会社	船井郡京丹波町	2007年	1
医療法人社団恵心会	京都市下京区	2011年	1
株式会社ゴビ	京都市下京区	2010年	1
弁護士法人 古家野法律事務所	京都市中京区	2018年	1
佐々木化学薬品株式会社	京都市山科区	2017年	1
三洋化成工業株式会社	京都市東山区	2007年・2009年・2012年・2016年・2017年	5
株式会社GSユアサ	京都市南区	2017年	1
資生堂医理化テクノロジー株式会社	京都市南区	2008年	1
株式会社島津製作所	京都市中京区	2009年	1
株式会社新学社	京都市山科区	2007年	1
株式会社SCREENアドバンスシステムソリューションズ	京都市上京区	2018年	1
株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ	京都市上京区	2015年	1
星和電機株式会社	城陽市	2014年・2017年	2
宝酒造株式会社	京都市下京区	2007年	1
社会福祉法人丹後大宮福祉会	京丹後市	2015年	1
ニッシャビジネスサービス株式会社	京都市中京区	2016年	1
株式会社日進製作所	京丹後市	2010年・2014年	2
日新電機株式会社	京都市右京区	2012年	1
N I S S H A 株式会社	京都市中京区	2009年・2013年・2016年	3
日本新薬株式会社	京都市南区	2007年・2012年	2
日本ルナ株式会社	八幡市	2018年	1
ニューリー株式会社	久世郡久御山町	2009年・2013年	2
株式会社俄	京都市中京区	2013年	1
任天堂株式会社	京都市南区	2010年・2015年	2
株式会社フェイス	京都市中京区	2013年・2015年	2
福田金属箔粉工業株式会社	京都市山科区	2016年	1
株式会社フジックス	京都市北区	2012年	1
株式会社堀場エステック	京都市南区	2008年・2013年	2
株式会社堀場製作所	京都市南区	2008年・2012年	2
マクセル株式会社	乙訓郡大山崎町	2007年・2009年	2
社会福祉法人南山城学園	城陽市	2017年	1
社会福祉法人みねやま福祉会	京丹後市	2011年・2014年	2
株式会社ミラノ工務店	京都市中京区	2010年	1
村田機械株式会社	京都市伏見区	2016年	1
株式会社村田製作所	長岡京市	2008年	1
株式会社山岡製作所	城陽市	2012年	1
株式会社ゆうホールディングス	京都市左京区	2017年	1
医療法人社団洛和会	京都市山科区	2008年・2010年	2
社会福祉法人利生会	亀岡市	2013年	1
株式会社ワコール	京都市南区	2012年・2015年・2018年	3

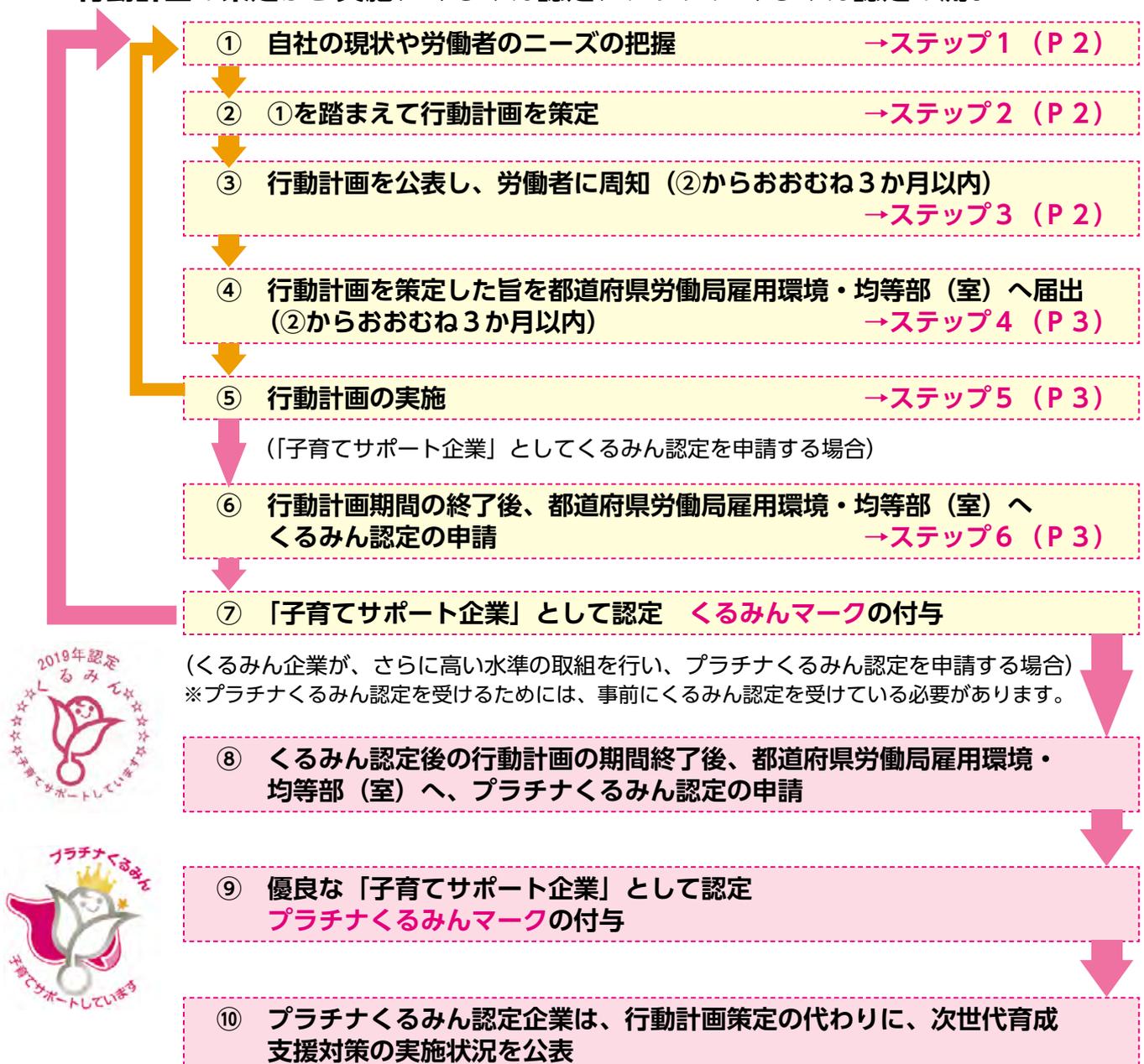
※掲載は五十音順です

一般事業主行動計画の策定と くるみん・プラチナくるみん認定について

<次世代育成支援対策推進法とは…>

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 17 年 4 月 1 日から施行されている法律です。
- この法律において、常時雇用する労働者が 101 人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定し・外部へ公表、労働者へ周知するとともに、策定した旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされています。(100 人以下の企業は努力義務)

～行動計画の策定から実施、くるみん認定、プラチナくるみん認定の流れ～



■一般事業主行動計画とは

企業が次世代法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画です。

行動計画に書くべきこと

▶①計画期間 ②目標 ③目標を達成するための対策の内容と実施時期

このリーフレットでは、行動計画の策定・届出について手順を追って説明いたします。全体の流れについては、P1をご覧ください。

ステップ1 自社の現状や労働者のニーズの把握

行動計画が企業の実情に即したものとなるように、仕事と子育ての両立にあたって障害となっている事項や、労働者のニーズを把握しましょう。

- (例)
- 妊娠・出産を機に退職する労働者数
 - 育児休業、子の看護休暇等の男女別の利用者数、利用期間
 - ワーク・ライフ・バランス支援制度の認知度、利用意向
 - 労働時間の短縮や年次有給休暇の取得への希望
 - 今後、会社で検討・実施してほしい支援制度



ステップ2 行動計画の策定

- 課題に優先順位をつける…課題が見えてきたら、各課題に対する取組の優先順位をつけましょう。
- 計画期間を決める……………計画の期間は、各企業の実情を踏まえて設定しましょう
- 目標を決める……………行動計画策定指針(※)に策定されている項目を参考に、目標を設定しましょう。

(※詳しくは <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/kaisei/kaisei-houshin.html>)

目標はいくつでも設定できます。

可能な限り、定量的な数値目標としましょう。

目標を達成するための対策とその実施時期を定めましょう。



<●●会社行動計画>

1. 計画期間
●●年4月1日～●●年3月31日
2. 目標
計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする。
 - ・男性：年に●人以上
 - ・女性：取得率●%以上
3. 対策と実施時期
●年●月～：社内に制度を周知
●年●月～：対象者及びその上司に総務部から取得を個別に働きかける

行動計画の例

<▲▲法人行動計画>

1. 計画期間
▲▲年1月1日～▲▲年12月31日
2. 目標
3歳までの子をもつ職員は全員、平均週2回以上、定時で帰宅する(▲▲年中に)
3. 対策と実施時期
▲年▲月～：社内の実態把握
▲年▲月～：残業削減のための検討
チームを設置
▲年▲月～：管理職への研修を毎年実施
▲年▲月～：定時帰宅の実現回数を調査

ステップ3 行動計画を公表し、労働者への周知を図りましょう

一般への公表

- 行動計画の策定日からおおむね3か月以内に、その計画を一般に公表しましょう。
- 公表の方法には、厚生労働省が運営する女性の活躍・両立支援総合サイト「両立支援のひろば」への掲載、自社のホームページでの掲載などがあります。

労働者への周知

- 行動計画の策定日からおおむね3か月以内に、その計画を労働者へ周知しましょう。
- 周知の方法には、事業所の見やすい場所への掲示や備え付け、労働者への配布、電子メールでの送付、イントラネットへの掲載などがあります。

■女性の活躍・両立支援総合サイト「両立支援のひろば」とは■

厚生労働省が運営するウェブサイトで、次のようなコンテンツがあります。

- 行動計画を公表する「一般事業主行動計画公表サイト」
- 自社の両立支援の取り組み状況をチェックし、その結果を踏まえて行動計画を作成できる「両立診断サイト」
- 企業の好事例やお役立ち情報 など



「両立支援のひろば」はこちら → <http://ryouritsu.mhlw.go.jp>

ステップ4 行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届出

- 行動計画の策定日からおおむね3か月以内に、「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第一号）（P 4～5）を郵送、持参、電子申請（<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/>）のいずれかにより、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に届け出てください。

ステップ5 行動計画を実施しましょう

行動計画に掲げた対策を実施し、目標を達成するために取り組みましょう。

ステップ6 目標を達成したら認定を受けましょう！

- 行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長への委任）の認定（くるみん認定）を受けることができます。
- くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート」企業として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。
- 認定を受けると認定マークを商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。
- 認定基準はP 6をご参照ください。



<お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで>

北海道労働局 雇用環境・均等部	011-709-2715	石川労働局 雇用環境・均等室	076-265-4429	岡山労働局 雇用環境・均等室	086-225-2017
青森労働局 雇用環境・均等室	017-734-4211	福井労働局 雇用環境・均等室	0776-22-3947	広島労働局 雇用環境・均等室	082-221-9247
岩手労働局 雇用環境・均等室	019-604-3010	山梨労働局 雇用環境・均等室	055-225-2851	山口労働局 雇用環境・均等室	083-995-0390
宮城労働局 雇用環境・均等室	022-299-8844	長野労働局 雇用環境・均等室	026-227-0125	徳島労働局 雇用環境・均等室	088-652-2718
秋田労働局 雇用環境・均等室	018-862-6684	岐阜労働局 雇用環境・均等室	058-245-1550	香川労働局 雇用環境・均等室	087-811-8924
山形労働局 雇用環境・均等室	023-624-8228	静岡労働局 雇用環境・均等室	054-252-5310	愛媛労働局 雇用環境・均等室	089-935-5222
福島労働局 雇用環境・均等室	024-536-4609	愛知労働局 雇用環境・均等部	052-857-0312	高知労働局 雇用環境・均等室	088-885-6041
茨城労働局 雇用環境・均等室	029-277-8295	三重労働局 雇用環境・均等室	059-226-2318	福岡労働局 雇用環境・均等部	092-411-4894
栃木労働局 雇用環境・均等室	028-633-2795	滋賀労働局 雇用環境・均等室	077-523-1190	佐賀労働局 雇用環境・均等室	0952-32-7167
群馬労働局 雇用環境・均等室	027-896-4739	京都労働局 雇用環境・均等室	075-241-3212	長崎労働局 雇用環境・均等室	095-801-0050
埼玉労働局 雇用環境・均等室	048-600-6210	大阪労働局 雇用環境・均等部	06-6941-8940	熊本労働局 雇用環境・均等室	096-352-3865
千葉労働局 雇用環境・均等室	043-221-2307	兵庫労働局 雇用環境・均等部	078-367-0820	大分労働局 雇用環境・均等室	097-532-4025
東京労働局 雇用環境・均等部	03-3512-1611	奈良労働局 雇用環境・均等室	0742-32-0210	宮崎労働局 雇用環境・均等室	0985-38-8821
神奈川労働局 雇用環境・均等部	045-211-7380	和歌山労働局 雇用環境・均等室	073-488-1170	鹿児島労働局 雇用環境・均等室	099-223-8239
新潟労働局 雇用環境・均等室	025-288-3511	鳥取労働局 雇用環境・均等室	0857-29-1709	沖縄労働局 雇用環境・均等室	098-868-4380
富山労働局 雇用環境・均等室	076-432-2740	島根労働局 雇用環境・均等室	0852-31-1161		

行動計画策定 指針の事項	次世代育成支援対策の内容として定めた事項
1 雇用環境の整備に関する事項	ア 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
	イ 男性の育児休業取得の促進のための措置の実施
	ウ 育児・介護休業法の育児休業制度を上回るもの等の実施
	エ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、次の措置の実施 (ア) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施 (イ) 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知 (ウ) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し (エ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供 (オ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
	オ 育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための、次のいずれか一つ以上の取組の実施 (ア) 女性労働者に向けた取組 ① 若手の女性労働者を対象とした、出産及び子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修 ② 社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取組 ③ 育児休業からの復職後又は子育て中の女性労働者を対象とした能力の向上のための取組又はキャリア形成を支援するためのカウンセリング等の取組 ④ 従来、主として男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者を積極的に配置するための検証や女性労働者に対する研修等職域拡大に関する取組 ⑤ 管理職の手前の階級にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修 (イ) 管理職に向けた取組等 ① 企業トップ等による女性の活躍推進及び能力発揮に向けた職場風土の改革に関する研修等の取組 ② 女性労働者の育成に関する管理職研修等の取組 ③ 働き続けながら子育てを行う女性労働者がキャリア形成を進めていくために必要な業務体制及び働き方の見直し等に関する管理職研修 ④ 育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準及び人事評価制度の見直しに向けた取組
	カ 子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ア) 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限 (イ) 三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度 (ウ) フレックスタイム制度 (エ) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度
	キ 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営
	ク 子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施
	ケ 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入
	コ 希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の実施
	サ 子育てを行う労働者の住宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施
	シ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
	ス 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施 (概要を記載すること)
	その他

策定した行動計画の内容として該当するものに○をつけてください。
変更の届出の場合は、変更後の行動計画の内容に該当するものにすべて○をつけてください。

雇用環境の整備に関する取組です。
認定または特例認定を受けることを希望する場合は、行動計画の目標に、この部分に該当する事項が1項目以上含まれていなければなりません。

② 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備	ア 所定外労働の削減のための措置の実施
	イ 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
	ウ 短時間正社員制度の導入・定着
	エ 在宅勤務やテレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入
	オ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施
	その他 (概要を記載すること)
2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項	(1) 託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供
	(2) 地域において子どもの健全な育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施
	(3) 子どもが保護者である労働者の働いているところを見ることができ「子ども参観日」の実施
	(4) 労働者が子どもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施
	(5) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進
	その他 (概要を記載すること)

挙げられている項目のどれにも該当しない事項を行動計画に定めた場合は、「その他」に○をつけ、その概要を記入してください。

雇用環境の整備以外の取組です。
これらの事項だけを目標とする行動計画は、認定または特例認定の対象とはなりません。

くるみん認定基準

プラチナくるみん認定基準



- ❶ 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
- ❷ 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- ❸ 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- ❹ 行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。



- ❺ 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと。
 - ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が**7%以上**
 - ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が**15%以上**、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること

- ❺ 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと。
 - ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が**13%以上**
 - ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が**30%以上**、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

<労働者数300人以下の企業の特例>

計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいなかった場合でも、次の①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。(①・②・④はくるみん、プラチナくるみん共通)

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。
- ② 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。

【くるみんの場合】

③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が**7%以上**であること。

【プラチナくるみんの場合】

③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が**13%以上**であること。

- ④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫に於いての子育てを目的とした企業独自の休暇制度を利用した男性労働者がいること。

- ❻ 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、**75%以上**であること。

<従業員300人以下の企業の特例>

上記6.を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が**75%以上**であれば基準を満たす。

- ❼ 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。
- ❽ 労働時間数について、次の①及び②を満たすこと
 - ① フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月**45時間未満**であること。
 - ② 月平均の法定時間外労働**60時間以上**の労働者がいないこと。

- ❾ 次の①～③いずれかについて、成果に関する具体的な目標を定め実施していること。

- ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- ※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません

- ❾ 次の①～③すべての措置を実施しており、かつ、①又は②について定量的な目標を定めて実施し、達成したこと。

- ❿ 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

- ❿ 計画期間において、次の①又は②を満たすこと。
 - ① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が**90%以上**
 - ② 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が**55%以上**

<従業員300人以下の企業の特例>

上記9の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに①又は②を満たせば、基準を満たす。

- ⓫ 育児休業等を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組の計画を策定し、これを実施していること。
- ⓬ 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと（くるみん認定基準10と同一）。

プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について、毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度（事業年度＝各企業における会計年度）の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

- ・ 1回目の公表は、プラチナくるみん取得後おおむね3か月以内
- ・ 2回目の公表は、公表事業年度終了後おおむね3か月以内 に行ってください。